

なんでも情報を
鵜呑みにしては
だめだね！

SNSは
使い方に気を
つけなさい！



あなたは どこまで

企画・制作
大学生協京滋・奈良ブロック 消費者教育タスクチーム

アプリなんて
危険じゃない
でしょ〜♪

信じる話を
聞いたから
やってみよう♪



この冊子は、iOS/Android アプリ
「RICOH TAMAGO Clicker」(無料)
に対応しています。
Clickerダウンロードして、このページを撮影すると動画が見られます。

「Clicker」で検索!!

HELP

退去後1カ月以上経過している賃貸アパートの貸主から、「部屋の臭いが取れないのでクロスを全部張り替える」と言われ、敷金以上の修繕代金を請求された。



賃貸トラブル 原状回復



ポイント
アドバイス!

契約時に契約する家の状態を確認すること!保護者の方も一緒だとなお安心ですね!

■ 被害にあったらどうすれば…!?

- 家主側との話し合いによる解決が難しい場合、各地の消費生活センターへ相談しましょう!
- 複数の業者から見積りを提示してもらうように家主側に要求しましょう!
- 退去時に示された原状回復費用の内訳について家主側に十分な説明を求めましょう!
- 国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認の上、家主側と交渉してみましょう!

■ 未然に防ぐには…!?

- 契約時において、「原状回復」などの契約条件をお互いがよく確認し、納得したうえで契約を結ぶようにしましょう!
- 入居時に、物件の状況の写真や動画を撮っておきましょう!
- 退去時には、できる限り管理会社などの家主側と一緒に部屋の現状を確認し、書面で残しましょう!

経年劣化とは…

年月が経つうちに製品の品質・性能が低下すること。

原状回復とは…

借主が室内を改造したり、誤って汚したり壊したことにより、部屋の価値を減少させた場合に、元の状態に戻すこと。



家主負担と借主負担

家主負担	借主負担
経年変化や通常損耗	借主の責任で生じた汚れや傷
▶ 壁に貼っていたポスター等の跡	▶ タバコによる畳の焼け焦げ
▶ 家具によるカーペットのへこみ	▶ 結露の放置によるシミやカビ
▶ 日照りによる畳の変色など	▶ 引っ越し作業時にできた傷など

■ 参照

東京暮らしWEB
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/s_faq/faq.html?faq_no=2040013
独立行政法人国民生活センター
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110303_1.html
国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/jutakukentku/house/jutakukentku_house_tk3_000020.html
賃貸住宅トラブル防止ガイドライン
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/jutaku_seisaku/tintai/310-9-juutaku.pdf

HELP

ひと暮らしのアパートに訪問販売が来た。
相手が一方的にぐいぐい話をするので、怖くなってつい契約書に
ハンコを押してしまった…。

2

訪問販売



ポイント アドバイス!

契約してしまってもクーリング・オフで解約できる場合
もあります! 被害に遭っ
たら必ず消費生活
センターへ!

契約とは…

契約とは法的責任を伴う約束のことで、当事者双方が合意することで成立します。物の売買やお店からサービスを受けることなど種類は様々で、いったん成立すると一方的に解約できないのが原則です。

※口約束でも契約は成立します。

■ 契約を解除したい

訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引(マルチ商法)など、不意打ち的な勧誘や仕組みが複雑な販売方法の場合はクーリング・オフが可能です。訪問販売での契約の場合、契約日を含む8日以内であれば、クーリング・オフ制度が適用できます!!!

クーリング・オフとは…

契約した後、頭を冷やして(Cooling)冷静に考え直す時間を作り、一定期間内であれば無条件で契約を解除(off)することができる特別な制度のことをいいます。

■ クーリング・オフできない取引

●通信販売

…インターネット通販やネットオークションなどの自分から申し込んだ場合

- 化粧品などの消耗品を一部でも使用した場合
- 自動車の売買
- 有料サイト(アダルトサイトや出会い系サイト)

未成年者の場合

未成年者の契約は取り消すことができます。(年齢を偽った場合などの例外あり)

未成年者が契約する場合は、親など法定代理人の同意が必要です。

インターネット販売・通信販売について

インターネット販売などの通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。しかし、返品特約がある場合はそれに基づいて返品することが可能です。返品特約は必ず広告に表示するよう定められていて、その表示がないときは商品を受けとった日から8日以内であれば、返品することができます。

※送料は購入者が負担しなければなりません

不安に思ったときはお近くの消費生活センターに連絡を!

国民生活センター

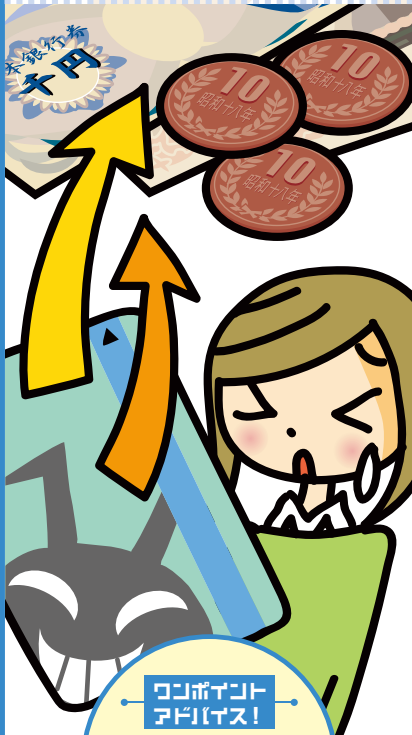
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_volunteer/mj-chishiki24.html

HELP

はじめて持ったクレジットカードで何度が買い物をした。
でもいったい、毎月どれだけ、いつまで支払いをしたらいんだらう？
そもそも残高って、いくらだったっけ？

3

クレジットカード



ポイントアドバイス!

残高・毎月の支払額・支払いの終了月は必ず知っておきましょう。'リボ払い'には特に注意!

■ 大学生のうちから知識をつけて

年齢を重ねるごとにお金を使う機会が増え、クレジットカードを所持するようになるかもしれません。クレジットカードは、下手をすると自分を苦しめるものにもなります。クレジットカードを利用するときは、いつ支払いが終わるのか、毎月どれだけ支払いをしなければいけないのか、支払残高はいくらかを必ず知っておきましょう！
また、学生のうちに複数のカードを所持することは避けましょう。しっかり自分で支払いができる範囲でクレジットカードを利用することが大切です。

■ クレジットカードの支払いの種類

一括払い(一回払い)

1か月の利用額を翌月に一度でまとめて支払う方法。

- ⊖…手数料がかからない。
- ⊕…翌月の支払い負担が大きい。

ボーナス払い

夏と冬のボーナスの時に代金をまとめて支払う方法。

- ⊖…基本的に手数料がかからず、ボーナス時に一括支払いできる。
- ⊕…一括で支払うので、そのときの負担が大きい。

分割払い

カードの代金(元本と手数料の合計)を月で分割して支払う方法。

- ⊖…返済回数は3～24回くらいまで指定可能で、無理のない返済が可能。支払回数を買う物ごとに決められる。高額な商品を買ったとき、毎月の負担が軽い。
- ⊕…手数料がかかる。複数の買い物をするとう月の支払金額がかさみ、自分で計算することが困難になる。

リボルビング払い(リボ払い)

支払回数を決めずにカード会社が設定した一定の金額を自分で選択し、毎月支払い、返済する方法。

- ⊖…毎月の支払額が定額なため、毎月の支払い負担が軽い。追加で買物をして毎月の返済額は変わらず、カード会社によってはよりたくさんのポイントがつく。
- ⊕…高い手数料がかかる。追加で買物をして利用金額が増えたと返済期間が長くなり、購入と支払いの時期がずれていくので、支払いがいつ終わるのかを把握することが困難になる。

チェック
リスト

- 支払金額は覚えていますか？
- 返済が終わるのはいつですか？
- どの支払方法なのか理解していますか？
- リボ払いを多用しすぎてはいませんか？

HELP

Twitterである日、「イ休中で！家族と〇〇します！」とつぶやいたら、なんと自宅が「空き巣」にまられた…。
以前のつぶやきから、位置情報をチェックされていたみたい。

4

SNS 位置情報

SNS位置情報とは…

SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)とは近年発展しているインターネット上の交流を通して様々なやりとりができるサービスです！代表的なものとしてTwitterやFacebook、LINEなどがあります。

- 便利になっているスマートフォンのGPS機能
 - ▶スマートフォン(以下スマホ)には自分がどこにいるかを示すGPS機能がついています。
 - ▶初めての土地でも今自分がどこにいるのかはっきりとわかり、道に迷うことなく目的地に着くことができます。

■危険性を秘めた「位置情報」

スマホにインストールされているアプリも、GPS機能のどこにいるかを示す位置情報を利用していることをみなさんをご存知ですか？多くの人に利用されているSNSの「Twitter」にも、位置情報をつぶやきに追加することができる機能が備わっており、その危険性が指摘されています。たとえば、神奈川県的女性が元恋人である男性に殺害された事件では、その後の調べにより男性が女性の「Facebook」や「Twitter」から位置情報をチェックしていたことがわかっています。

ではこの設定をオフにすれば自分の現在地を特定されることはないのか？というところでもないのです。

■カメラで撮った写真にも位置情報が？

「Twitter」や「Facebook」に投稿した写真にも位置情報が含まれていることがあります。それも「北緯〇〇度、東経〇〇度…」といったような具体的な位置までわかってしまうのです。よく自宅で写真を撮り、SNSに投稿している人は注意してください！

■事件に巻き込まれないために

スマホの設定画面を開き、位置情報を使うことを許可するアプリ、しないアプリを見極めてGPS機能を有効に使いましょう。詳しい設定方法については取扱説明書や携帯電話会社のショップで確認してください。

■ 出典

警視庁 情報セキュリティ広場 スマートフォンを利用している方へ
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku414.htm>



コンパウンド アドバイス!

スマホのアプリや、カメラの画像からでも位置情報を知られてしまいます。気をつけよう！

HELP

インターネットでいろんなサイトを見ているうちに、変なところをクリックして「登録完了しました!」という画面が出てきた。
慌てて「登録解除」のボタンを押すと、個人情報入力画面になり…

5

ワンクリック 詐欺



ワンポイント
アドバイス!

焦ってはダメ! 無視してください。インターネットやアプリは、賢く使ってください!

■ 焦ると危ないワンクリック詐欺

有料サイトへのご登録が完了しました

3日以内に下記口座へお振込みください。
登録解除するには
右下の「確認」ボタンをクリックしてください。

振込期限まであと〇日

確認

一度立ち止まって考えてみましょう。少なくとも、インターネットのある画面を開いただけでは、相手にはこちらの個人情報をご自分から教えない限りわかりません。登録解除するために開いた画面で個人情報を書いてしまうことにより、本当に登録されてしまうのです!

■ スマホはさらに注意!

登録画面に自分の電話番号やメールアドレスなどが出る場合は不正なアプリなどにより相手業者に伝わっている場合があります。不審なメールや電話がかかっても無視をしてください!

■ 手口は年々変わってきている

インターネット社会は日々進化しています。同時に詐欺行為も進化しているのです。対策を立てても新しい手口でこちらの個人情報を入手しようとしてきます! 困った時や、万が一、引っかかってしまった場合でも落ち着いて「消費生活センター」に相談を!!

インターネットフリーマーケット(ネットフリマ)

危険な面ばかりではなく、やはり便利になってきているインターネット。ネットフリマはなぜ人気なのでしょう? 同じ個人取引であるオークションと比べてみましょう。

オークション

- ▶ より高い価格で売れる!
- ▶ 安い値段で落札できる!
- ▶ 手間と時間がかかる

ネットフリマ

- ▶ 少ない手間でも出品できる!
- ▶ 固定の価格での取引が行える!
- ▶ 市場が小さいので競争相手が少なめ

危険性が隠れていることを忘れずに利用しましょう!

■ 出典

警視庁 セキュリティー広場 ワンクリック料金請求にご用心
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku35.htm>

HELP

久しぶりに高校時代の友人から遊びに行こうと連絡が。
会ってみると、なぜか友人からしきりに、“とあるバイト”に誘われる。
「就活に有利」・「簡単に稼げる」といってもなあ…。

6

マルチ商法



ワコボアント
アド「ヤス!

楽な儲け話や新しいビジ
ネスにさそわれて、お金
も友人もなくなさない
ようにね!

マルチ商法とは…

連鎖販売取引、ネットワークビジネス、マルチ・レベル・マー
ケティング (MLM) とも呼ばれます。商品やサービスを契約し
て販売組織に加入した上で、次は自分が友人などを勧誘して
新たに組織に加入させ、紹介料やマージン等の利益を得ること
ができ、ピラミッド式に組織を拡大していく取引です。

■ マルチ商法の問題点

● 目的を隠して勧誘する

「就活に有利!」「簡単に稼げるよ!」「いい話がある!」など甘
い言葉で勧誘してきます。実際は、そうではなく犯罪に
巻き込まれたり、知らないうちに自分が加害者になること
もあります。

● 利益が得られない

大半は勧誘時に言われたような利益は得られません。多
くの加入者、特に大学生にとっては高額なため、勧めら
れるままに学生ローン等を利用した結果、借金だけが残
ることがあります。

● 友人関係の崩壊

利益を得るために、次はあなたが友人などを勧誘するこ
とになります。そして、今まで作り上げてきた交友関係が
壊れてしまいます。

■ こんなときは気を付けて!

- 久しぶりに連絡が来て、いきなり儲け話の紹介をされた
とき
- 簡単に稼げるバイトを紹介されたとき
- 「新しいビジネス」などと言って勧誘してきたとき

■ ひっかかりやすい大学生

大学生は勉強が忙しくてなかなかお金を稼ぐ時間をとれず、
どうしても楽をしてお金を稼ぎたいと考えてしまうもので
す。そして、業者はその弱みにつけ込んできます。「自分は
騙されない、大丈夫だ」などと過信せず、騙される可能性
は誰しも秘めているということを実感することが大切です。

■ 出典

京都府HP 気をつけて!それってマルチ商法かも!

<http://www.pref.kyoto.jp/shohi/news/general/2012/5/1337064511404.html>

消費者の権利

生活の基本的なニーズが保障される権利
衣食住や医療などの生活に欠かせないものが得られる

安全である権利
健康や生命に関わるような危ないものから守られる

知らされる権利
選択する前に必要で正確な情報が与えられる

選ぶ権利
自分の満足いくものをたくさんある中から選ぶことができる

意見が反映される権利
製品・サービスに対する意見を言え、それが反映される

被害が救済される権利
製品・サービスに対する補償を含めて苦情が適切に処理される

消費者教育を受ける権利
消費者の権利・責任と必要な知識、能力を得られる

健全な環境の中で働き生活する権利
現在および将来、平和な環境の中で生活する

消費者の責任

批判的意識を持つ責任
製品やサービスに対して敏感で問題意識を持つ

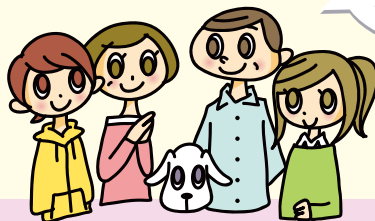
主張し行動する責任
自己主張し、公正な取引になるよう行動する

社会的関心を持ち、
他者・弱者への影響を自覚する責任
児童労働やフェアトレードなどに関心を持ち、
他者・弱者への影響を自覚する

消費者の行動が環境に及ぼす影響を
理解する責任
消費者の行動が環境に及ぼす影響を理解する

消費者として団結・連帯する責任
自分たちの消費生活を守るために消費者同士で
団結連帯する

フェアトレードの商品
を買ってみよう！



国産の商品を購入して
地産地消じゃ！

トラブルに巻き込まれ
たら団結しないとな！

◎ 消費者市民社会とは ◎

私たち1人1人が、自分や親、友達や将来の子供たちのために社会情勢や地球環境のことを考え生活し、
社会の発展と改善に積極的に参加する社会のこと。

おかしいな？困ったな！そんな時は…

消費者ホットライン

0570-064-370

発行

○大学生協京都事業連合 電話075-711-1115 ○京都府消費生活安全センター 電話075-671-0030

この冊子は、大学生協京都事業連合が京都府からの委託により作成しました。

平成26年10月発行